

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年2月23日(2006.2.23)

【公開番号】特開2004-215001(P2004-215001A)

【公開日】平成16年7月29日(2004.7.29)

【年通号数】公開・登録公報2004-029

【出願番号】特願2003-54(P2003-54)

【国際特許分類】

H 04 N 5/225 (2006.01)

G 03 B 13/06 (2006.01)

【F I】

H 04 N 5/225 B

G 03 B 13/06

【手続補正書】

【提出日】平成18年1月4日(2006.1.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】撮像装置

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】撮像装置本体側に配置される撮像手段により撮像された画像を表示する表示手段、前記表示手段にて表示された画像を投影する接眼レンズ手段および前記接眼レンズ手段を介して投影される画像を使用者に観察させるための接眼部を備えた接眼モニタ手段と、

前記接眼部を介して画像を使用者に観察させる通常撮影位置と、該通常撮影位置から当該撮像装置本体に対して前記接眼モニタ手段が回動した位置にて画像を観察させるローアングル撮影位置との間で、前記接眼モニタ手段を回動可能に支持するヒンジ手段とを有し、

前記接眼モニタ手段は、前記通常撮影位置においても、前記接眼レンズ手段の光軸が前記撮像手段の光軸に対して傾くように、前記撮像装置本体に対して取り付けられていることを特徴とする撮像装置。

【請求項2】前記ヒンジ手段は、前記接眼モニタ手段を、前記撮像手段の光軸に対して直交する方向と平行な軸を中心として回転可能に支持し、前記撮像手段により撮像された画像を後方より覗ける通常撮影位置と、上方より覗けるローアングル撮影位置を取り得るようにしたことを特徴とする請求項1に記載の撮像装置。

【請求項3】前記接眼モニタ手段は、前記通常撮影位置においても、前記接眼レンズ手段の光軸が前記撮像手段の光軸に対して5°以上45°以下傾くように、前記撮像装置本体に対して取り付けられていることを特徴とする請求項1または2に記載の撮像装置。

【請求項4】前記接眼モニタ手段は、前記接眼レンズ手段の光軸が前記撮像手段の光軸に対して傾く角度に合わせて後方に行くにつれ、光軸中心が前記接眼モニタ手段の中

心からずれる形状であり、前記接眼モニタ手段後面の面積が前面に対し大きく設定されていることを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれかに記載の撮像装置。

【請求項 5】前記接眼モニタ手段に視度調整手段が設けられていることを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれかに記載の撮像装置。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、撮像手段により撮像された画像を観察するための接眼モニタ手段を有する撮像装置の改良に関するものである。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

(発明の目的) 本発明の目的は、接眼モニタ手段を安価かつ小型で、軽量にすることでのできる撮像装置を提供しようとするものである。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

【課題を解決するための手段】上記目的を達成するために、本発明は、撮像装置本体側に配置される撮像手段により撮像された画像を表示する表示手段、前記表示手段にて表示された画像を投影する接眼レンズ手段および前記接眼レンズ手段を介して投影される画像を使用者に観察させるための接眼部を備えた接眼モニタ手段と、前記接眼部を介して画像を使用者に観察させる通常撮影位置と、該通常撮影位置から当該撮像装置本体に対して前記接眼モニタ手段が回動した位置にて画像を観察させるローアングル撮影位置との間で、前記接眼モニタ手段を回動可能に支持するヒンジ手段とを有し、前記接眼モニタ手段が、前記通常撮影位置においても、前記接眼レンズ手段の光軸が前記撮像手段の光軸に対して傾くように、前記撮像装置本体に対して取り付けられている撮像装置とするものである。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

【発明の効果】以上説明したように本発明によれば、接眼モニタ手段を安価かつ小型で、軽量にすることができる撮像装置を提供できるものである。